

## 第86回国民スポーツ大会・第31回全国障害者スポーツ大会 競技役員等に関する基礎調査について

### 1 調査の目的

令和14年の第86回国民スポーツ大会・第31回全国障害者スポーツ大会の各競技会の運営を円滑に行うため、競技運営に必要な役員(審判員及び審判員の資格を必要とする運営員)等を養成及び確保する必要がある。このため、各競技団体における競技役員等の現状等を把握し、養成及び確保に関する課題を検討するための基礎調査を実施するものである。

### 2 調査対象

○国民スポーツ大会(第74回～第77回大会)正式競技(38競技)

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ローイング、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、※銃剣道、※クレール射撃、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン

※隔年実施競技

○国民スポーツ大会(第74回～第77回大会)特別競技(1競技)

高等学校野球

※ 実施競技は4年毎に見直すこととされており、第86回大会以降の開催競技については、(公財)日本スポーツ協会にて令和7年11月頃に決定される予定である。そのため、暫定的に第74回～第77回大会の正式競技及び特別競技の全ての実施競技を調査対象とする。なお、実施競技の正式決定に伴い、実施競技に追加・変更があった場合は、随時追加調査を行う。

### 3 調査内容(予定)

- 1 競技会で必要とされる競技役員等の編成について
- 2 本県競技役員等の現状について
- 3 本県競技役員等の養成見込について
- 4 各競技の審判員資格取得条件、方法、維持条件等について

### 4 調査期間

令和6年2月～5月(予定)

## 第86回国民スポーツ大会競技運営基本方針（案）

第86回国民スポーツ大会の競技運営は、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）が定める「国民スポーツ大会開催基準要項」及び「同細則」並びに「第86回国民スポーツ大会・第31回全国障害者スポーツ大会開催基本方針」に基づくとともに、次の方針により実施する。

## 1 競技運営の主管

国民スポーツ大会の正式競技及び公開競技の運営は、日本スポーツ協会加盟の各競技団体が主管する。

特別競技の運営は、当該中央競技団体が主管する。

デモンストレーションスポーツの運営は、県競技団体等が主管する。

## 2 競技役員等の編成

国民スポーツ大会の正式競技及び特別競技の競技役員等の編成は、日本スポーツ協会が定める「競技役員編成基準」及び「第86回国民スポーツ大会・第31回全国障害者スポーツ大会競技役員等編成基本方針」に基づき行うものとする。

公開競技の競技役員等の編成は、日本スポーツ協会加盟の各競技団体の責任において行うものとする。

デモンストレーションスポーツの競技役員等の編成は、主管する県競技団体等の責任において行うものとする。

## 3 記録業務

正式競技及び特別競技の競技記録及び成績の収集・速報は、県及び会場地市町村が競技団体と連携を図り、迅速かつ正確に処理する。

## 4 リハーサル大会

リハーサル大会を実施する場合は、会場地市町村と競技団体が協力して、運営全般にわたって習熟を図るとともに、県民の関心を高め、理解を深めるよう努めるものとする。

## 5 その他

その他、競技運営の企画および実施にあたっては、県及び会場地市町村が競技団体及び関係機関と十分な連携を図り、適切に行うものとする。

## 第86回国民スポーツ大会実施競技選択基本方針（案）

第86回国民スポーツ大会で実施する競技は、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）の定める「国民スポーツ大会開催基準要項」及び「同細則」に示されている正式競技及び特別競技のほか、本県のスポーツの現状及び大会後におけるスポーツの普及・振興を考慮しながら、次のとおり選択する。

- 1 正式競技は、日本スポーツ協会の定める「国民スポーツ大会開催基準要項」及び「同細則」に基づく競技で、公益財団法人山梨県スポーツ協会（以下「山梨県スポーツ協会」という。）に加盟している競技団体の競技とする。
- 2 公開競技は、日本スポーツ協会の定める「国民スポーツ大会公開競技実施基準」に基づく競技で、競技団体の開催意欲を基本に、会場地となる市町村の意向を踏まえて実施競技を選択する。
- 3 デモンストレーションスポーツは、日本スポーツ協会の定める「国民スポーツ大会デモンストレーションスポーツ実施基準」に基づく競技で、正式競技及び公開競技以外の競技のうち、原則として山梨県スポーツ協会に加盟している競技団体又は山梨県スポーツ協会が推薦するスポーツレクリエーション団体の開催意欲を基本に、会場地となる市町村の意向を踏まえて実施競技を選択する。
- 4 特別競技は、日本スポーツ協会の定めた競技とする。